

令和7年度山形県ものづくりスタートアップ支援事業費補助金

1 概要

本県のものづくり産業を牽引する中核的ビジネスの担い手となるスタートアップの創業を支援するため、創業時や事業化に係る経費について補助金を交付するものです。

2 補助対象事業

区分	事業内容
1 事業立上げ型	令和7年3月1日から令和8年2月28日までに創業した又は創業するスタートアップが、山形県の中核的ビジネスの創出につながる、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアの事業化に向け、事業の立ち上げに取り組むもの
2 事業化促進	
(1) 一般型	令和5年3月1日から令和8年2月28日までに創業した又は創業するスタートアップが、山形県の中核的ビジネスの創出につながる、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアの事業化に取り組むもの
(2) 大規模事業型	令和5年3月1日から令和8年2月28日までに創業した又は創業するスタートアップであって、山形県の中核的ビジネスの創出につながる、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアの事業化に取り組むものであって、その規模が大きく以下の成果が見込まれるもの ①5年以内に常勤の従業員を5人以上雇用 ②5年以内に売上50,000千円を計上

○区分1は創業1年目の企業の創業期の立ち上げ経費を支援するもの、区分2は創業1～3年目の企業の事業化を促進するための経費を支援するものです。

○創業1年目の場合、区分1、2の双方に応募することも可能ですが、区分2の審査では、創業年に事業が一定程度進捗し、本補助金を活用することで更に事業が加速するかという点を審査します。

○「令和5年度山形県スタートアップ（創業）支援事業費補助金」及び「令和6年度ものづくりスタートアップ支援事業費補助金」において交付を受けた場合も応募可能です（区分2に該当する事業化促進事業での交付は累計2回まで）。

○なお、当補助金における「ものづくり産業」とは、ものづくり技術を主に利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種の産業、その他、情報通信業におけるAIやIoT等のものづくり技術と関連する事業の活動を指します。

補助事業の採択にあたっては、応募書類の内容及びプレゼンテーションにより「ものづくり産業」に該当するかどうかを判断します。

3 補助対象者

○山形県内において、補助対象事業を行うスタートアップであること。

○補助対象事業に記載の期間に、創業（株式会社等の設立の登記を行うこと）した又は創業する者であること。

○スタートアップの登記上の所在地が山形県内にあること。

○スタートアップの主たる事業拠点が山形県内にあること。 など

応募にあたっては、必ず募集要領を御参照ください。

4 補助率・補助金額・補助対象経費

区 分	補助率、補助金額、補助対象経費
1 事業立上げ型	【補助率】 1／2 【補助金額】 上限 150 万円 【補助対象経費】 ・市場調査費（委託費及び専門書購入費） ・ 専門家費用（謝金、旅費及び委託費） ・評価、実証試験、試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費） ・広告宣伝費（HP 作成費用及びパンフレット作製費用） ・工事費 ・ 機械装置、工具、器具購入費 ・ 備品等購入費 ・リース料、事務所等賃借料 ・ 光熱水費、通信費 ・ 従業員の人件費
2 事業化促進	
(1) 一般型	【補助率】 1／2 【補助金額】 上限 100 万円 【補助対象経費】 ・専門家費用（謝金、旅費及び委託費） ・評価、実証試験、試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費） ・広告宣伝費（HP 作成費用及びパンフレット作製費用） ・知的財産権関連経費 ・展示会出展費用（出展料、旅費、出展ブース施工費用、出展ブース装飾費用、出展ブーススタッフの人件費及び資料等配送費用） ・認証取得関係経費 ・ リース料、事務所等賃借料 ・ 光熱水費、通信費 ・従業員の人件費
(2) 大規模事業型	【補助率】 1／2 【補助金額】 上限 200 万円 【補助対象経費】 ・専門家費用（謝金、旅費及び委託費） ・評価・実証試験・試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費） ・広告宣伝費（HP 作成費用及びパンフレット作製費用） ・工事費 ・ 機械装置、工具、器具購入費 ・ 備品等購入費 ・知的財産権関連経費 ・展示会出展費用（出展料、旅費、出展ブース施工費用、出展ブース装飾費用、出展ブーススタッフの人件費及び資料等配送費用） ・認証取得関係経費 ・リース料、事務所等賃借料 ・ 光熱水費、通信費 ・ 従業員の人件費

※募集要領を必ず御確認ください。

5 スケジュール

- 補助対象期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- 募集期間 令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 8 月 8 日（金）まで
- 審査・採択 8 月下旬～9 月上旬（予定）
- 交付決定 9 月中旬～下旬（予定）

6 選考方法

- (1) 選考方法 別に設置する審査会の審査に基づき、県において決定します。審査会では、応募者によるプレゼンテーションを予定しています。
 - (2) 審査基準 次の審査項目について審査を行い、特に、本県のものづくり産業を牽引する中核的ビジネスへつながるか、「事業規模、将来的な雇用創出」を重視します。
加えて、区分 2 の審査では、事業が一定程度進捗し、本補助金を活用することで更に事業が加速するかという点を審査します。
- ①事業の必要性、②事業の市場規模、③事業の成長性、④地域課題や地域のものづくり産業への波及効果、⑤雇用の創出、⑥事業実施体制、⑦資金調達手法や見通し

■問合せ先 山形県産業労働部産業技術イノベーション課 ものづくりイノベーション担当（鈴木）
〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1
TEL：023-630-2137 FAX：023-630-2695